

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成26年8月28日(2014.8.28)

【公表番号】特表2014-500049(P2014-500049A)

【公表日】平成26年1月9日(2014.1.9)

【年通号数】公開・登録公報2014-001

【出願番号】特願2013-535450(P2013-535450)

【国際特許分類】

A 6 1 F 2/42 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 2/42

【手続補正書】

【提出日】平成26年7月11日(2014.7.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

中間体(30)に枢動可能に接続された第1の基本要素(40)および第2の基本要素(50)を備える人工関節と、前記第1の基本要素(40)から延在する第1の突起部(41)と、前記第2の基本要素(50)から延在する第2の突起部(51)とを備えたキットオブパーツであって、

中心孔(63)を有し、第1の骨部材(6)に固定された第1のねじデバイス(60)と、

中心孔(73)を有し、第2の骨部材(7)に固定された第2のねじデバイス(70)とを備え、

前記第1の突起部(41)および前記第2の突起部(51)は、前記第1の骨部材(6)の前記中心孔(63)および前記第2の骨部材(7)の前記中心孔(73)にそれぞれ圧入されるように構成され、

各突起部(41, 51)は、それぞれの突起部(41, 51)とねじデバイス(60, 70)との間の把持力を増加するための突起(411, 511)を含み、

前記中心孔(63, 73)は、それぞれの突起部(41, 51)を受容するための軸方向の円形ボアを有し、

前記中心孔(63, 73)は、それぞれの突起部(41, 51)を受容するための軸方向の円形ボアを有することを特徴とする、キットオブパーツ。

【請求項2】

前記突起(411, 511)は細長い、請求項1に記載のキットオブパーツ。

【請求項3】

前記第1の突起部(41)、および前記第1の突起部(41)の前記突起(411)は、共通の方向に延在し、

前記第2の突起部(51)、および前記第2の突起部(51)の前記突起(511)は、共通の方向に延在する、請求項1または2に記載のキットオブパーツ。

【請求項4】

前記突起は、ギザギザ(411, 511)の形状を有する、請求項1～3のいずれか1項に記載のキットオブパーツ。

【請求項5】

前記突起(411, 511)は、各突起部(41, 51)について、少なくとも6つの突起を含む、請求項1～4のいずれか1項に記載のキットオブパーツ。

【請求項6】

前記突起(411, 511)は、それぞれの突起部(41, 51)の周囲に沿って離間している、請求項1～5のいずれか1項に記載のキットオブパーツ。

【請求項7】

前記突起(411, 511)は、前記突起部(41, 51)が前記第1および第2のねじデバイス(60, 70)に圧入されるときに、変形するように構成される、請求項1～6のいずれか1項に記載のキットオブパーツ。

【請求項8】

それぞれの前記突起部(41, 51)の前記突起(411, 511)は、0.2～0.5mmの距離だけ離間され、

前記突起(411, 511)の各々は、1.0～3.0mmの長さを有し、

前記突起(411, 511)の各々は、0.1～0.5mmの幅を有する、請求項1～7のいずれか1項に記載のキットオブパーツ。

【請求項9】

前記突起(411, 511)の各々は、それぞれの前記基本要素(40, 50)からある方向にテーパ状にされ、

各突起部(41, 51)は、円形断面を有する、請求項1～8のいずれか1項に記載のキットオブパーツ。

【請求項10】

各突起部(41, 51)は、それぞれ、1.0～3.0mmの直径を有する円形終端セクションを有し、

各突起部(41, 51)は、それぞれの基本要素(40, 50)から、2.8～5.8mm延在する、請求項1～9のいずれか1項に記載のキットオブパーツ。

【請求項11】

前記中間体(30)は、第1の凸型曲面(31)および第2の凸型曲面(32)を含み、

前記第1の基本要素(40)は、前記第1の凸型曲面(31)に対面する第1の凹型曲面(46)を含み、

前記第2の基本要素(50)は、前記第2の凸型曲面(31)に対面する第2の凹型曲面(46)を含み、

多くのピン要素(81, 82, 83)は、前記基本要素(40, 50)を前記中間体(30)に枢動可能に接続する、請求項1～10のいずれか1項に記載のキットオブパーツ。

【請求項12】

中手指節間関節、近位指節間関節、または遠位指節間関節を置換するように構成される、請求項1～11のいずれか1項に記載のキットオブパーツ。

【請求項13】

前記中心孔(63)は、前記第1および第2のねじデバイス(60, 70)がトルクスドライバ(torx driver)(登録商標)を用いることによって、患者の骨にねじ込まれることを可能とするトルクスヘッド(torx head)(登録商標)を有する上部セクション(64)を含む、請求項1～12のいずれか1項に記載のキットオブパーツ。

【請求項14】

前記突起部の材料は、前記ねじデバイスが作られる材料よりも硬い材料で作られている、請求項1～13のいずれか1項に記載のキットオブパーツ。

【請求項15】

前記突起部は、防食かつ防酸のクロムニッケルモリブデン合金鋼で作られており、

前記ねじデバイスは、アルミバナジウムチタン合金で作られている、請求項1～14のいずれか1項に記載のキットオブパーツ。